

[事案 2020-13] 入院給付金支払請求

・令和2年11月11日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

副交感神経失調症の治療で数か月入院したため、平成31年1月に契約した定期保険の入院特約および平成31年2月に契約した組立型保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないとして支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)本入院に先立ち、募集人から本入院は給付金の支払対象である旨の回答を得た。
- (2)他の保険会社では、本入院の入院給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、入院給付金が支払われる旨の回答はしていない
- (2)本入院は、約款に定める入院に該当しない。他社とは保険商品が異なることから、給付金の支払いの判断もそれぞれ異なる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が本入院は給付金の支払対象である旨の回答を行ったことは認められず、また、本入院は約款に定める入院とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。